

## 横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱

制 定 平成 15 年 3 月

最近改正 令和 8 年 2 月

### (目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 29 条及び第 30 条の規定に基づき、市政に関する情報について、正確で分かりやすい情報を積極的に市民に公表し、又は提供することに関し必要な事項を定めることにより、市民との相互信頼に基づく市政の推進に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける市政に関する情報を積極的に公表及び提供することにより、市民に対する説明責任を果たすとともに、市の政策決定プロセスへの市民参加を推進し、市民との協働による市政の実現を図る。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報の公表 実施機関が保有する市政に関する情報のうち、次条の規定により公表する義務を課された情報を、市民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 実施機関が保有する市政に関する情報を任意に市民の利用に供することをいう。
- (3) 実施機関 条例第 2 条第 1 項の実施機関をいう。ただし、市が設立した地方独立行政法人を除く。

### (情報の公表)

第 4 条 実施機関は、次に掲げる事項に関する市政に関する情報のうち、条例第 7 条第 2 項各号に規定する不開示情報を除き、これを市民に公表しなければならない。

- (1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等のうち市長が定めるもの及びこれらの計画についての策定スケジュール

- (2) 広く市民に義務を課し、権利を制限する条例その他の制度の制定又は改廃に関する情報
- (3) 横浜市経営会議に係る会議の概要
- (4) 財務に関する情報のうち別表に掲げるもの

(情報の公表の方法)

第5条 情報の公表については、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 担当課及び市民情報センターにおける閲覧
  - (2) 市のホームページへの掲載
- 2 情報の公表については、前項に定める方法に加え、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うことができる。
- (1) 報道機関への情報提供
  - (2) 広報紙等への掲載
  - (3) その他適当と認める方法

(情報の提供)

第6条 実施機関は、第4条各号に定める情報以外の市政に関する情報についても、積極的な情報の提供に努めるものとする。

- 2 情報の提供については、前条各項各号に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

(他の制度との調整)

第7条 情報の公表について、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(市民への周知)

第8条 実施機関は、市民に情報の公表又は情報の提供を行う場合には、情報公表・提供報告書（第1号様式）に当該情報に係る資料を添えて、市民局市民情報課長へ提出するものとする。

- 2 市民局市民情報課長は、実施機関から提出された情報公表・提供報告書に基づき、情報公表・提供一覧表（第2号様式）を作成し、市民情報センターにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。
- 3 市民局市民情報課長は、毎年1回、情報公表・提供一覧表を取りまとめ、こ

れを作成するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、情報の公表及び情報の提供の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

(横浜市情報公開の総合的な推進に関する要綱の廃止)

2 横浜市情報公開の総合的な推進に関する要綱(平成12年7月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する事項に関する情報のうち、この要綱の施行の際現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条第4号関係）

財務に関する情報

予算編成方針 予算案概要（局・統括本部予算概要含む） 事業計画書
--

第1号様式（第8条第1項）

第 号

年 月 日

市民局市民情報課長

課 長

### 情報公表・提供報告書

横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次の情報公表・提供について、報告します。

公表・提供名				
公表・提供の内容				
公表・提供の分類 (○を付ける)		情報公表（第4条） (1・2・3・4)号該当		情報提供（第6条）
公表・提供の方法 (○を付ける)		閲 覧	ホームページ (全文・要旨)	そ の 他 (印刷物配布・有償頒布・その他)
市民 情報 セン ター	公表・提供形式 (○を付ける)	全部 ・ 要約版		
	閲 覧 部 数	種 類 部		
	閲 覧 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	その他の閲覧 場 所			
資料の更新・ 撤収等の方法				
連 絡 先		課 係 (担当)		Tel

\*内容に変更があった場合は、速やかに新たな送付書を提出してください。

\*配架資料を市民情報センターから撤収する時は、必ず市民情報課に通知してください。

市民情報課処理欄		年 月 日受付		年 月 日決定	
課 長	担 当 係 長	担 当		備 考	

